

「週休 2 日等工事試行要領 第 I 編～第 II 編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用

1 用語の定義等（試行要領 2 関係）

(1) 対象期間

(ア) I 編の場合

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間
- ・ 工場製作のみを実施している期間
- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 暦上の土曜日・日曜日が無い週
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

(イ) II 編の場合

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 暦上の土曜日・日曜日が無い週
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※着工日：着工届を受理した日

竣工日：工事完成届を受理した日

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 週休 2 日の達成判断（I 編）

(ア)土木工事の場合

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇 7 日間

－夏季休暇 4 日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(イ)港湾漁港工事の場合

休日の評価は下記の

工事着手日以降、最初の土曜日から 1 期間目を起算することとし、工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない

(3) 休日率（II 編）

休日率の計算は、次の計算に基づくこと。

休日率（％）＝ 技術者・技能労働者の平均休日日数 ÷ 全体工期

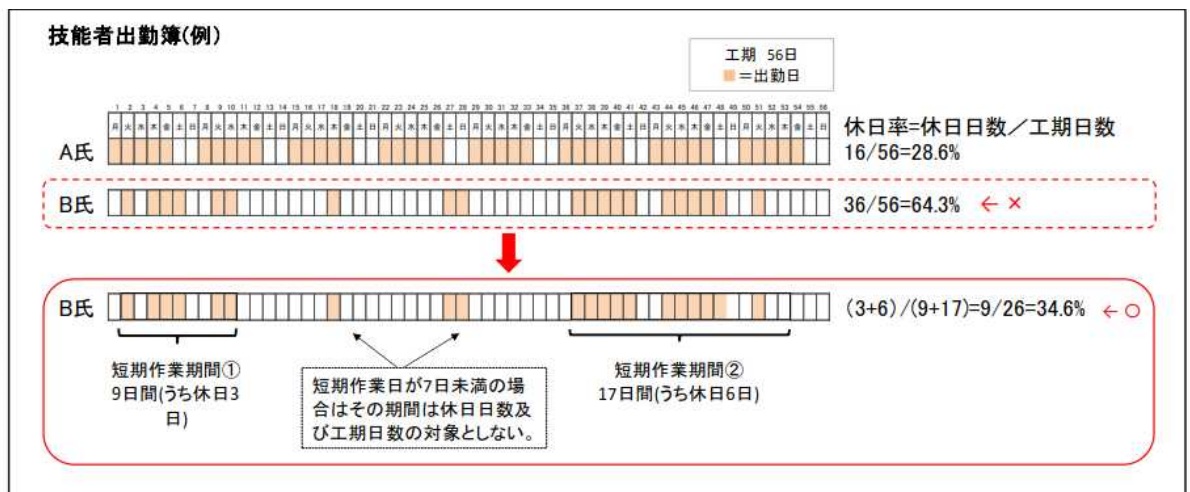
※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする。

(ア)対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

(イ)全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
工事着手前に確認					4週8休以上
					工事完成時に確認

(ウ)非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



(工)工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

①交替要員の確保が可能な場合



②除雪工や災害等の交替要員の確保が困難な期間がある場合

1)除雪工や災害その他避けることのできない事由がある※によりやむを得ない場合には、交替制による休日確保が困難である期間として確認対象期間から控除することが可能。た

だし、基本的には建設業の働き方改革を推進する観点から、極力これを避けるものとする。

※労働基準法第 33 条に該当すると認められる場合

非対象期間を設定する場合、労務費および現場管理費率の補正係数には、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じる。

例) 全体工期日数 300 日のうち、240 日を確認対象期間とし、その中で 4 週 8 休以上を達成した場合

⇒労務費の補正係数は $1.00 + 0.05 \times 240/300 = 1.04$ で設定

⇒現場管理費率の補正係数は $1.00 + 0.03 \times 240/300 = 1.02$ で設定

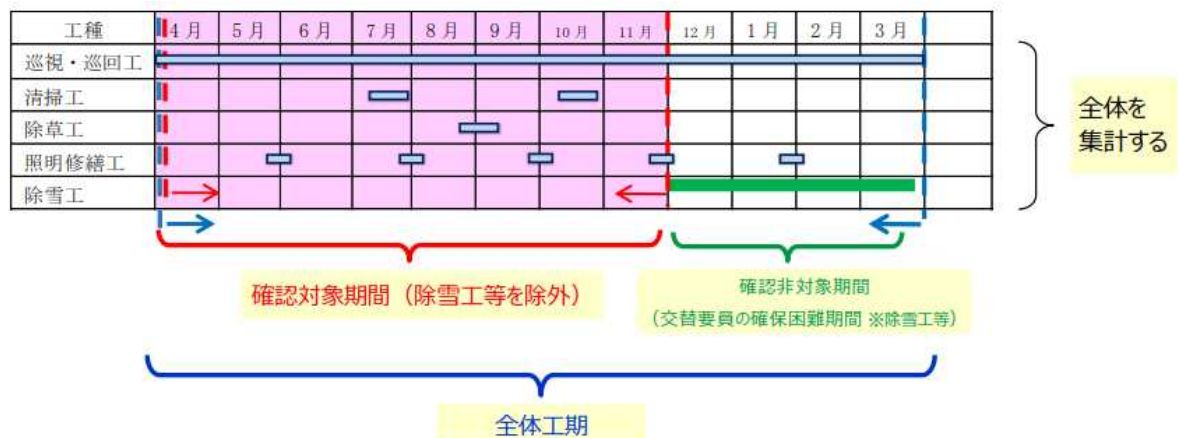
※補正係数は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

※土木工事標準単価は確認対象期間の割合を乗じた場合、それに応じた土木工事標準単価の算出が不可能なため、補正なし単価が計上されます。

2) 施工計画書へ非対象期間を記載する。また、確認対象期間は実績でなく予め施工計画書で決めた期間とする。

3) 補正対象の労務費および現場管理費は、全体工期における全工種の労務費および現場管理費とする。

4) 休日率の達成状況を確認後、労務費および現場管理費を補正し、契約約款第 2 5 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。



2 対象工事について (試行要領 3 関係)

明確な工程上の制約がある工事や発注者が試行工事に適さないと判断した工事 (補助事業で費用の補正を認められていない工事など) は適用外とすることができる。

なお、試行工事の実施の可否については、事業主務課と予算について別途確認するものとする。

3 工事費の補正について (試行要領 4 関係)

(1) 各経費の補正

週休 2 日の実施による工事費については、各経費に表 1 ~ 4 の補正係数を乗じるものとする。

ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。

表 1 要領Ⅰ編 土木工事の場合の補正係数

	週休 2 日 (月単位)	完全週休 2 日
労 務 費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

表 2 要領Ⅰ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

	週休 2 日 (月単位)	完全週休 2 日
労 務 費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.03

表 3 要領Ⅱ編 土木工事の場合の補正係数

休日率	週休 2 日 (月単位) (28.5%以上)	完全週休 2 日 (28.5%以上)
労 務 費	1.02	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

表 4 要領Ⅱ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

休日率	週休 2 日 (月単位) (28.5%以上)
労 務 費	1.02
現場管理費率	1.03

(2) 市場単価

週休 2 日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休 2 日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休 2 日の補正係数

週休 2 日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は表 5～6 による。

完全週休 2 日の場合は、表 5「現場閉所・月単位」(港湾漁港工事の場合は表 6) の補正係数を適用する。

表 5 要領Ⅰ、Ⅱ編 土木工事の場合の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2 日	月単位	完全週休 2 日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

表 6 要領Ⅰ編、Ⅱ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

名称	補正係数
底面工	1.01
マット工	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01

汚濁防止柵設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

(3) 標準単価

週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日補正後の標準単価 = 標準単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は表7による。

完全週休2日の場合は、表7「現場閉所・月単位」の補正係数を適用する。

表 7 要領Ⅰ、Ⅱ編 標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2日	月単位	完全週休 2日
区画線工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
高視認性区画線工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
橋梁塗装工		1.01●	1.01●	1.01●	1.01●
構造物とりこわし工	機械	1.01●	1.01●	1.01●	1.01●
	人力	1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
コンクリートブロック積工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
排水構造物工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

※表 7 の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

(4) 注意事項

(ア) 労務単価の補正

① 積算システムにおいて自動的に補正に係らない単価の取扱

表 8 に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休 2 日補正が自動的に行われないプログラムとなっている。

ついては、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価(W 単価や F 単価)において補正後の労務単価を登録し、積算すること。

② 積算システムにおいて自動的に補正に係る単価の取扱

表 8 に示す労務単価コード以外は、週休 2 日補正は自動的に計算されるため、

労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

表 8 積算システムで補正されないコード

コード	名称
R0530	橋りょう塗装工
R3010	機械設備製作工
R3020	機械設備据付工
TM601	工場製作工数単価（直接労務単価）
TM611	工場製作工数単価（直接労務単価）
TM652	船舶製作工
TM653	機械設備製作工
TM654	機械設備据付工

(イ) 端数処理

各補正係数を乗じたあとの週休 2 日の補正後単価の端数処理は以下のとおりとする。

① 労務費

労務費の週休 2 日補正済み単価の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。

[計算例（週休 2 日補正のみの場合）]

$$\begin{aligned}
 \text{週休 2 日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休 2 日の補正係数} \\
 &= 21,300 \times 1.04 \\
 &= 22,152 \quad (\text{小数点以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

[計算例（冬期歩掛補正後に週休 2 日補正をおこなう場合）]

$$\begin{aligned}
 \text{週休 2 日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times (1 + \text{冬期歩掛補正率}) \\
 &\quad \times \text{週休 2 日の補正係数} \\
 &= 21,300 \times (1 + 0.04) \times 1.04 \\
 &= 23,038.08 \\
 &= 23,038 \quad (\text{小数点以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

② 市場単価・標準単価

市場単価及び標準単価の週休 2 日補正済み単価の端数処理は、小数点第 3 位切り捨て 2 位止めとする。

なお、市場単価及び標準単価は、施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休 2 日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式で単価を算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{加算率・補正係数補正後の単価} &= \text{週休 2 日補正後の市場単価（標準単価）} \\
 &\quad \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } \cdots S_x / 100) \\
 &\quad \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_x)
 \end{aligned}$$

市場単価及び標準単価の加算率・補正係数補正済み単価の端数処理は、小数点第 3 位切り捨て 2 位止めとする。

3 事務手続きについて（試行要領 8 関係）

(1) 積算関係

- (ア) 当初設定工期は標準工期とする。（福島県の標準工期は、4 週 8 休に対応している。）
- (イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
- (ウ) 当初積算時に、「月単位の週休 2 日」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

受注者から提出される、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUS の週休 2 日達成状況の資料等）により、施工中の現場閉所率の状況や実績を確認する。

(3) 入札事務手続き関係

- (ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休 2 日確保モデル工事」と明示する。
- (イ) 「入札公告」（随意契約の場合、見積書提出通知）に下記事項を追加する。

（記載例）

○ その他

（○）入札公告に定めのない事項については、特記仕様書によるものとする。

4 掲示板の設置について（試行要領 6、8 関係）

掲示板のレイアウトは下記の例による。

週休 2 日確保工事 （記載例） この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則土曜日及び日曜日（週 2 日間）を現場の休工日とした工事です。 発注者：〇〇建設事務所 受注者：〇〇建設株式会社	※縦横 1 m 程度とする 現場の状況に応じて大きさは変更可 ※受注者は工事現場の見やすい位置に P R 看板を設置するものとする ※下線部は現場状況に応じて適宜変更する
--	--

5 週休 2 日の達成状況の確認について（試行要領 6、8 関係）

書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所実績が記載された出勤簿や工事日誌、工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練、および、CCUS の週休 2 日達成状況の資料等の記録資料等を受注者に対して提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

6 工事成績評定について（試行要領 9 関係）

- (1) 発注者は、受注者が施工計画書に定めたとおり、休日を確保できた場合、様式 4 号の第 1 評定の 5. 創意工夫「その他」の項目で加点評価を行う。
- (2) 発注者指定型において、受注者の責により 4 週 8 休以上の休日を確保できなかった場合、第 1 評定の「2. 施工状況」「II 工程管理」において「d 判定」とし、第 2 評定の「2. 施工状況」「II 工程管理」において「3 の項目を評価しない（×とする）」とする。（減点評価）
なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休 2 日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点を行わない。
- (3) 令和 8 年 3 月までに起工する工事の減点措置は行わない。

＜第1評定＞

別紙-1④

#VALUE!

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目		評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、e,d判定を「－」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	a, b, c, d	○	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それを反映した工程表を作成していた。また現場事務所で工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。		H... H... H...
			○	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。		
			×	3. フォローアップ等を定期的を実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。		
		総合判定	○	4. 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、施工の停滞が見られなかった。		
		b	○	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。		
		83%	○	6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限とした。		
		c判定	－	7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。	運用により、「8」の項目を該当させることとします。	
		d判定	該当	8. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。		
		e判定	－	9. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。		
			－	10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。		

※別紙-8「施工プロセス」のチェックリストを参照。

該当項目が90%程度以上
a(工程管理が特に優れていた)
該当項目が80%～90%程度
b(工程管理が確立している)
該当項目が60%～80%程度 又は
c判定項目に該当する場合

該当項目が60%程度未満 又は
d判定項目に該当する場合
e(工程管理がやや不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
はc評価以下とする。

5 / 6 = 83%

発注者指定型で週休2日(4週8休以上)の確保ができなかった場合、
第1評定 2施工状況 Ⅱ工程管理において、
「d」評価とする。(受注者の責による場合)

＜第2評定＞

別紙-2②	#VALUE!	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)										(第2評定者)						
審査項目	細別	判定項目																
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	a, b, c, d, 判定 b 88%	○	1.	配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価以下とする。												
			○	2.	資材、施工機械等適切な型枠使用が認められ、工場の安全に配慮した。													
			×	3.	作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。													
			○	4.	大気等と関係する有害物質の排出防止に留意していた。													
			○	5.	地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。													
			○	6.	隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。													
			○	7.	施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。													
			○	8.	地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。													
			該当なし	9.	その他[理由]													
			該当なし	10.	その他[理由]													
			該当なし	11.	その他[理由]													
発注者指定型で週休2日(4週6休以上)の確保ができなかった場合、第2評定 2施工状況 Ⅱ 工程管理において、3. の項目を「×」とする。(受注者の責による場合)												7	/ 8	=88%				
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	判定 a 100%	○	4.	安全衛生管理活動が活発で他の機軸となっていた。	該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(安全管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価以下とする。												
			○	5.	各種安全パトロールで指導を受けた事項に													
			○	6.	安全協議会活動に積極的に取り組むなど、													
			○	7.	災害防止(工事安全)協議会等を設置して													
			○	8.	安全管理に関する技術開発や創意工夫に													
			○	9.	長期にわたる休み期間中の安全管理体制													
			該当なし	10.	その他[理由]													
			該当なし	11.	その他[理由]													
			該当なし	12.	その他[理由]													
			発注者指定型で週休2日の確保ができなかった場合、第1評定 2施工状況 Ⅱ 工程管理において、「d」評価とする。(受注者の責による場合)												9	/ 9	=100%	

7 附則

この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和6年5月25日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和 7 年 1 月 2 0 日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和 7 年 1 0 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

「週休2日等工事試行要領 第Ⅳ編～第Ⅵ編（建築関係工事編）」の運用

1 用語の定義等（試行要領2関係）

(1) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

ア 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間

オ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

キ 暦上の土曜日・日曜日が無い週

（協議により土曜日・日曜日を変更した場合はその日が無い週）

ク 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 現場閉所（現場休息）率（Ⅳ編、Ⅵ編）

現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所（現場休息）率

= 現場閉所（現場休息）日数

÷（工事着手日から工事完成日までの日数－（1）ア～クの期間）

(3) 休日率（Ⅴ編）

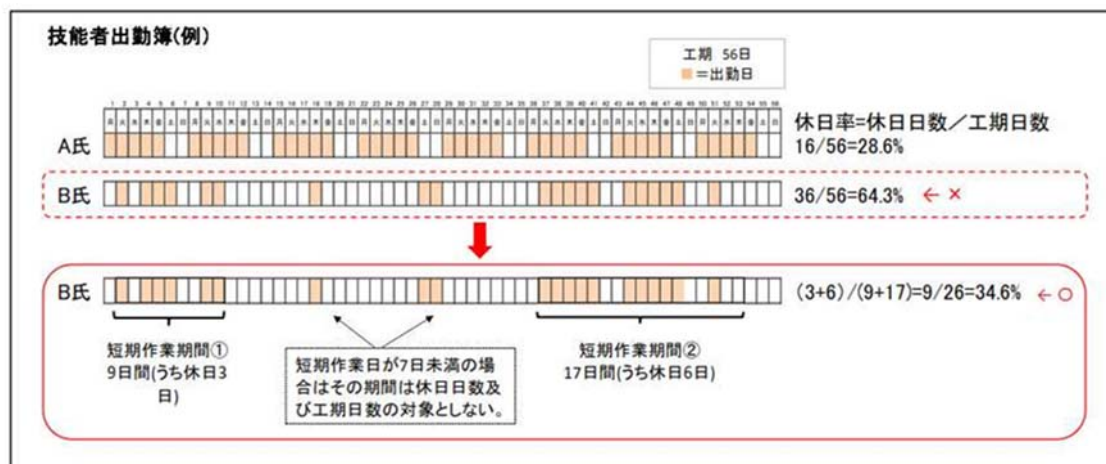
（ア）対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／対象期間※）を算出する。※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

（イ）全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。（図1参照）

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
工事着手前に確認					4週8休以上
					工事完成時に確認

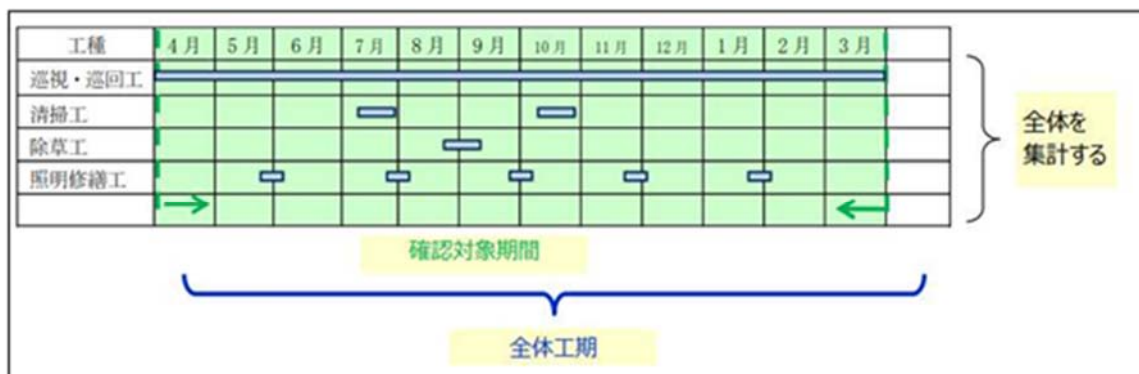
【図1：休日日数の割合の平均（休日率の算出例）】

（ウ）非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。（図2参照）



【図2:短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】

(工)工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。(図3参照)



【図3:全工種、全ての技術者、技能労働者の休日率の平均】

2 補正対象（試行要領4関係）

(1) 補正の対象とする工事

- ア 発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事（完全週休2日、月単位）。
- イ 受注者が協議にて、完全週休2日を希望し、かつ条件を達成した工事。

(2) 補正の対象としない工事

- ア 取組の結果、4週8休に満たない場合。
- イ 工期全体で4週8休の場合（通期）。

(3)分離発注の場合（週休2日交替制促進工事は除く。）で、現場閉所（現場休息）率が同一でなくとも、補正の対象とする。また、発注工事のいずれかが完全週休2日または月単位に満たなかった場合でも、他の発注工事は補正の対象とする。

3 工事費の積算方法（試行要領5関係）

週休2日促進工事、週休2日交替制促進工事及び完全週休2日促進工事において、「4 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

4 単価の補正方法等（試行要領 5 関係）

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）

複合単価を構成する労務単価は、新営工事、改修工事とも表 1～3 の補正率を乗じて補正する。

改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を乗じる。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載単価の補正は、表 4～6 の補正率を乗じて補正する。

(3) 見積単価

見積りによる単価については、補正を行わない。

5 対象工事である旨等の明示（試行要領 6 関係）

(1) 対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

(2) (1) の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

<入札公告への記載例>

○その他

本工事は、以下の工事である。（該当工事に○を付ける。）

- ・ 「週休 2 日促進工事」（月単位）
- ・ 「週休 2 日交替制促進工事」（月単位）
- ・ 「完全週休 2 日促進工事」

本工事は、「週休 2 日等工事試行要領

（技術管理課 H P : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>参照）」

を適用する工事である。

本工事の発注方式は発注者指定型である。

<特記仕様書の記載例>

「福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休 2 日促進工事 の特記事項欄に

「※本工事の発注方式は発注者指定型である。」の下に

- 「・ 週休 2 日促進工事（月単位） ・ 週休 2 日交替制促進工事（月単位）
・ 完全週休 2 日促進工事」と明記。

(3) 「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「**週休 2 日促進工事（発注者指定型）**」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等（Ⅳ編、Ⅵ編試行要領 7 関係）

(1) 工事着手前

- ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

- ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する（ウィークリースタンスの推進）。
- ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

7 休日率の確認方法等（V編試行要領7関係）

(1) 工事着手前

- ア 監督員は、休日率の算出に必要な「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況（以下、休日取得状況）」の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう休日取得の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度休日取得状況の予定

日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、休日取得状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する休日取得状況の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の休日取得状況の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による休日取得状況の確認のため「実施工程表」等に休日取得状況の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 休日取得状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

エ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休日取得の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(4) 現場代理人の休日取得

ア 現場閉所を行わない日において、現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合については、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認するための書類を添付した上で、事前に現場代理人の代理として、監督員に通知すること。

8 工事成績評定表（試行要領 8 関係）

福島県請負工事成績評定要綱に基づくこと。

9 実施証明書（試行要領 9 関係）

(1) 実施証明書の発行は、4 週 8 休以上を達成した工事が対象であり、それ以外は対象とならない。

(2) 受託工事における実施証明書の発行は、発注者が行うものとする。

表 1 建築工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	月単位の 4 週 8 休以上	完全週休 2 日
全ての工種		1.02	1.02

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

※月単位は、週休 2 日促進工事及び週休 2 日交替制促進工事とする。

表 2 電気工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	月単位の 4 週 8 休以上	完全週休 2 日
全ての工種		1.02	1.02

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

※月単位は、週休 2 日促進工事及び週休 2 日交替制促進工事とする。

表 3 機械工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	月単位の 4 週 8 休以上	完全週休 2 日
全ての工種		1.02	1.02

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

※月単位は、週休 2 日促進工事及び週休 2 日交替制促進工事とする。

表 4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘要	完全週休 2 日、月単位の 4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01

タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01
撤去	各工種による		
取り壊し		1.01	1.01

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

※月単位は、週休 2 日促進工事及び週休 2 日交替制促進工事とする。（電気工事、機械工事共通）

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日、月単位 の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ポンディング	1.01	1.18
	フムボックス	1.01	1.13
	フムボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日、月単位 の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び 低圧ファンパ―類	1.01	1.15
ダクト附属品	既製品ボックス、制気口、 ダクト等々の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ユ ニット除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

附 則

この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する

附 則

この運用は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する

附 則

この運用は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する